

新たな基準に係る論点と方向性（案）

※今回検討の対象とする項目を掲載したもので、全体像を示しているものではない。

※「別科等における実態」については、各大学からの報告に基づき集計したもの。なお、回答内容が読み取れない場合は集計の対象としていない。

修業期間の始期、終期

【論点等】

日本語教育機関の告示基準では、修業期間の始期について原則年2回以内とすることとし、終期については、大学等への進学を目的とする場合は大学等の入学時期を勘案することとされているが、別科等の基準でも同様に、修業期間の始期、終期について時期を限定するための基準を設けるか。

【方向性】

別科等が学部進学を前提とした教育を行うのであれば、始期、終期について進学時期を踏まえた一定の制約を課すべきではないか。

＜参考＞別科における実態

- ・春（4月）、秋（9月又は10月）のいずれか又は両方での受入：95件
- ・8月又は1月の受入：2件（いずれもスタディアブロード型）

【基準イメージ】

- 教育課程が、次のいずれにも該当していること。
 - ・ 修業期間の始期が、年2度以内（やむを得ない理由がある場合には、年4度以内）の範囲で定められており、定めた始期以外の時期における入学者の募集を行わないこと。
 - ・ 修業期間の終期が学部等の入学時期を勘案して適切に定められていること。

授業期間、授業時数

【論点等】

日本語教育機関の告示基準では、修業期間1年あたりの授業期間、授業時数の最低基準を定めているが、別科等の基準でも同様に、授業期間や授業時数等についての最低限の基準を設けるか。

この場合、各別科等により授業期間や授業時数が多様であるなかで、一定の授業時間を担保するために、何らかの基準を設けることができるか。

【方向性】

留学生はフルタイムで就学する前提で在留することや、学部等進学のために一定の日本語の水準に到達させる必要があること、大学入学のための準備教育課程の指定等に関する規程における規定ぶり等を踏まえ、別科等についても1年あたりの日本語教育に係る授業時数を目安として示すことが適当である。この場合、日本語教育機関の告示基準に定める授業時数の規定（と大学における授業実施期間の実態）を踏まえ、760時間（又は600時間（P））を授業時数の原則としてはどうか。その一方で、大学に設置される別科等においては、日本語に加えて日本文化や日本事情、基礎科目の教育等も行い、これらの履修全体を通じて進学に必要な日本語の習得を目指すことが期待されていることを踏まえると、日本語教育に係る授業時数の設定については、教育課程の柔軟性を確保できるようにするべきではないか。

また、別科等の課程編成や教員、事務組織、施設設備等の教育体制が、学部と密接に関連していることから、学部の授業開講期間と合わせた運営ができるよう配慮が必要。このため、年間の授業週数及び各授業科目の実施期間の単位については、大学設置基準第22条及び第23条と同様の規定としてはどうか。

<参考>別科等における実態

○修業期間1年当たりの授業週数

<別科>

35週以上：15件、34～30週：47件、30週未満：4件、平均：31.8週

<非正規課程（1年コース）>

35週以上：1件、34～30週：2件、30週未満：1件、平均：31.3週

<非正規課程（半年コース）>

17.5週以上：2件、17.5未満15週：11件、15週未満：2件、平均：16.2週

○修業期間1年当たりの授業時数（1コマ＝90分で換算）

<別科>

380コマ以上：49件、380コマ未満：15件（うち300コマ未満：11件）

<非正規課程（1年コース）>

380コマ以上：1件、380コマ未満：3件（うち300コマ未満：3件）

<非正規課程（半年コース）>

190コマ以上：8件、190コマ未満：7件（うち150コマ未満：6件）

<参考>大学設置基準第22条、第23条

第二十二条 一年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

第二十三条 各授業科目の授業は、十週又は十五週にわたる期間を単位として行うもの

とする。ただし、教育上必要があり、かつ、十分な教育効果をあげることができると認められる場合は、この限りでない。

<参考>大学入学のための準備教育課程の指定等に関する規程第6条

第六条 準備教育課程を修了するために履修すべき授業時数は、920 単位時間以上とする。

2 前項に規定する授業時数のうち基礎教科に係るものは120 単位時間以上とし、日本語に係るものは800 単位時間以上とする。

3 前項に規定する授業時数のうち日本語に係るものについては、日本語教育に係るものは760 単位時間以上とし、日本事情に係るものは40 単位時間以上とする。

【基準イメージ】

- ・ 修業期間1年当たりの授業期間が、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。
- ・ 各授業科目の授業は、10週又は15週にわたる期間を単位として行うものとする。ただし、教育上必要があり、かつ、十分な教育効果をあげることができると認められる場合は、この限りでない。
- ・ 修業期間1年当たりの日本語教育に係る授業時数が760 単位時間（又は600 単位時間（P））以上であることを原則としつつ、別科等の目的や日本語能力に係る目標を踏まえた適切な時間数とすること。
- ・ 授業はおおむね午前8時から午後6時までの間に行われること。

教育課程

【論点等】

日本語教育機関の告示基準では、授業科目が、専ら日本語の教育を受ける者にとって適当と認められるものであることとされており、さらに「告示基準の解釈指針」において、「たとえば、高等教育機関への進学を目的としているのであれば、いわゆるアカデミック日本語に対応するための教育内容を担保する等の方策が求められる。また、日本語能力の最終到達目標についても、進路目的に沿った適切な目標を設定するものとする（大学進学であれば、日本語能力試験のN1程度が取得できる等）」とされているが、別科等の基準でも同様に教育課程の体系性や到達目標に関する基準を設けるか。

【方向性】

別科等における教育の質を担保するために、教育課程の体系性の担保や到達目標の設定について求めることを基準に盛り込んでどうか。

この場合、本基準の対象となる別科等は、学部等進学のための日本語教育を行うものが中心となるものであることから、各別科等において学部等進学等の目的に応じた日本語教育の水準にふさわしい教育目標を設定することについて基準に盛り込んではどうか。

＜参考＞別科等における実態

○別科修了時の日本語能力の目標水準がN1：9件、N2：36件、N3：7件、レベルに応じて異なる：10件、設定なし：4件

○非正規課程修了時の日本語能力の目標水準がN1：4件、N2：4件、レベルに応じて異なる：7件、設定なし：4件

【基準イメージ】

○日本語の教育に係る授業科目が、日本語の教育を受ける者にとって適当と認められるものであること。

○日本語能力の最終到達目標について、進路目的に沿った適切な目標を設定すること。

定員の増員

【論点等】

日本語教育機関の告示基準では、既存の機関が定員を増員する場合に、増員前の定員充足状況や当該機関の在籍管理の適切性を条件として設定しているが、別科等の基準でも同様に、定員の増員を行う際の条件を設けるかどうか。

【方向性】

別科等の適切な在籍管理を担保するため、定員の増を行う場合について日本語教育機関の告示基準と同様に条件を設けることとしてはどうか。この場合、極めて小規模の別科等においても実質的な定員増が行えるよう、小規模の別科等における増員については増員する人数に係る規定を適用しないこととしてはどうか。

【基準イメージ】

- 定員の増員は、次のいずれにも該当する場合を除き、行わないこととしていること。
 - ・ 増員する人数が増員前の定員の5割以内であること。（小規模の別科等における増員（例えば増員後の定員が100人以下の場合。）の場合は除く。）
 - ・ 増員前の時点において、定員のおおむね8割以上の学生が在籍していること。
 - ・ 過去1年以内に増員を行っていないこと（1年以内に再び増員することについて合理的な理由がある場合を除く。）。
 - ・ 別科等を設置する大学が、地方出入国在留管理局から、増員前1年以内に、適正校（留

学の在留資格に係る在籍者の数に対する、不法残留者の数、在留期間更新許可申請が不許可（修学状況の不良等在留実績に関するものに限る、当該申請に関し、申請どおりの内容では許可できない旨の通知を受けたものを含む。）となった者の数、在留資格を取り消された者の数、資格外活動の許可を取り消された者の数及び退去強制令書が発付された者の数の合計数の割合が5パーセント（ただし、在籍者の数が19人以下である場合は、当該者の合計数が1人）を超えていないもの、入管法に定める届出等の義務を履行しているものその他在籍管理上不適切であると認められる事情がないものとして出入国在留管理庁が認めた大学をいう。以下同じ。）である旨の通知を受けていること。

同時に授業を受ける学生数

【論点等】

日本語教育機関の告示基準では、同時に授業を受ける生徒数を20人以下としているが、別科等の基準でも同様に、同時に授業を受ける学生数に係る基準を設けるかどうか。

【方向性】

別科等における日本語教育の質を担保するために、日本語教育機関の告示基準に準じて、日本語の教育について同時に授業を受ける学生数の上限を定めてはどうか。この場合、各大学が工夫した多様な教育を行うことが認められるよう、例えば上級者に対する講義型による授業等においては、20人を超えて適当な人数により行うことができることとしてはどうか。

【基準イメージ】

- 日本語を教育するための授業は、同時に授業を受ける学生数を原則として20人以下として行うこと。ただし、受講者の日本語能力の水準及び教育の方法をふまえ必要な場合においては、20人を超えて適当な人数により行うことができる。

<参考>大学設置基準第24条

第二十四条 大学が一の授業科目について同時に授業を行う学生数は、授業の方法及び施設、設備その他の教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分にあげられるような適当な人数とする。

<参考>大学入学のための準備教育課程の指定等に関する規程第10条

第十条 準備教育施設において同時に授業を行う生徒等の数（準備教育課程以外の課程を履修する者と合同で行う場合にあつては、当該課程を履修する者の数を含む。以下同じ。）は、20人以下とする。

教員数

【論点等】

日本語教育機関の告示基準では、生徒の定員に応じた必要教員数の基準（①3人以上かつ生徒定員20人につき1人以上の教員、②2人以上かつ生徒定員40人につき1人以上の専任教員）を設けているが、別科等の基準でも同様に、学生定員あたりの教員数の基準を設けるかどうか。

【方向性】

日本語教育を担当する教員の数について、単独の機関として設置される日本語教育機関とは異なり、別科等は大学の一組織として置かれており、以下のような実態がある。

- ・大学の一組織であることから、大学の教員が兼務しており、別科等の専任教員が1名である事例が複数ある。
- ・教育課程全体に占める日本語教育の割合は多様であり、必ずしも全ての教員が日本語教育担当ではない。

これらを踏まえて教員数に係る基準を設定する必要がある。

学部等進学のための日本語教育が教育内容の中心となることを踏まえると、日本語教育担当教員の数について日本語教育機関と同様の基準を定めることとしつつ、日本語教育以外の科目が含まれる別科等の特性を踏まえ、日本語教育を担当する最少の専任教員数は1人とするとともに、それ以外の教員については、日本語教育以外の授業の開講状況に応じて日本語教育担当以外の教員を充てることを可能としてはどうか。

なお、専任教員には、当該別科等の教育及び運営に携わる者であることを求めつつ、当該大学の学部等を本務とする教員による兼担も含めることとしてはどうか。

<参考>別科等における実態

○定員20人当たりの教員数

<別科>

3人以上：40件、3人未満1人以上：9件、1人未満：3件

<非正規課程>

3人以上：12件、3人未満1人以上：0件、1人未満：0件

○定員40人当たりの大学専任教員数

<別科>

2人以上：28件、2人未満1人以上：13件、1人未満：11件

<非正規課程>

2人以上：10件、2人未満1人以上：2件、1人未満：0件

○専任教員の実人数

〈別科〉

2人以上：46件、1人：11件、0人：4件

〈非正規課程〉

2人以上：17件、1人：2件、0人：0件

【基準イメージ】

- 教員の数については、授業の実施等に必要な体制であること。
- 3人以上、かつ、学生の定員20人につき1人以上の教員が配置されていること。
- 1人以上、かつ、学生の定員40人につき1人以上の教員が専任教員（当該大学の専任教員であって別科等の教育及び運営に携わる者をいう。）であること。
- 上記の教員には、日本語教育以外の授業の開講状況に応じて、日本語教育を担当する教員以外の教員を充てることができる。

教育課程編成を担当する教員

【論点等】

日本語教育機関の告示基準では、専任教員の中から、教育課程の編成及び他の教員の指導を行う教員を主任教員として定めることとされているが、別科等の基準でも同様に、教育課程の編成を行う教員を置くことを求めるかどうか。

【方向性】

別科等の日本語教育の質を担保するために、教育課程編成及び他の教員の研修の企画等を中心となって担当する教員を置くことを定めてはどうか。

この場合、担当する教員の要件として、日本語教育機関の告示基準に準じて、大学等における日本語教育歴を有する者としてはどうか。また、原則として当該別科等の専任教員を充てることとして、例えば学部等と一体として運営されているなどにより当該学部の専任教員が担当することで支障が生じないような場合は、学部との兼担を認めることとしてはどうか。

【基準イメージ】

- 日本語教育に係る教育課程の編成及び他の教員の研修の企画等を中心となって担当する教員を定めていること。
- 当該担当教員は、次の各号に該当するものとする。
 - ・ 原則として当該別科等の専任教員であること。
 - ・ 教育課程の編成等を行うのに必要な知識及び能力を有すること。

- ・ 大学又は日本語教育機関における日本語教育について5年以上の経験を有する者であること。

教員の要件

【論点等】

日本語教育機関の告示基準では、日本語教育を担当する教員の要件として、大学での日本語教育に関する教育課程の履修や日本語教育能力検定試験合格等の要件を定めているが、別科等の基準でも同様に、日本語教育を担当する教員に一定の要件を課すかどうか。

【方向性】

日本語教育を担当する教員の質を担保するために、日本語教育機関の告示基準に準じて教員の要件を設けてはどうか。

この場合、別科等は大学の一組織として置かれるものであり学部等の教員が兼担するなど大学における教育の特性を踏まえ、専任教員については、日本語教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有することに加え日本語等の教育研究に関する修士又は博士の学位若しくはそれに相当する業績を有する者を対象としてはどうか。また、専任以外の教員については、基本的には日本語教育機関の告示基準に掲げる日本語教員担当教員の要件を課すべきではないか。

＜参考＞別科等における実態

○日本語教育担当教員のうち下記4要件のいずれかへの該当の状況

- (4要件：①日本語教育に係る学位取得者、②大学における日本語教員養成課程修了者、③日本語教育能力試験合格者、④420時間以上の養成研修終了者)

〈別科〉

全員該当している：26件、該当しない教員がいる：23件、
各別科における該当者の比率（平均）88%

〈非正規課程〉

全員該当している：9件、該当しない教員がいる：10件、
各非正規課程における該当者の比率（平均）80%

【基準イメージ】

- 日本語教育を担当する専任教員については、別科等における日本語教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有するとともに、日本語又は言語に関する教育研究に係る修士又は博士の学位若しくはそれに相当する業績を有すること。（P）
- 日本語教育を担当する兼任の教員が、次のいずれかに該当する者であること。

- ・ 大学（短期大学を除く。以下この号において同じ。）又は大学院において日本語教育に関する教育課程を履修して所定の単位を修得し、かつ、当該大学を卒業し又は当該大学院の課程を修了した者
- ・ 大学又は大学院において日本語教育に関する科目の単位を26単位以上修得し、かつ、当該大学を卒業し又は当該大学院の課程を修了した者
- ・ 公益財団法人日本国際教育支援協会が実施する日本語教育能力検定試験に合格した者
- ・ 学士の学位を有し、かつ、日本語教育に関する研修であって適当と認められるものを420単位時間以上受講し、これを修了した者
- ・ 上記に掲げる者のほか、別科等における日本語教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者（P）

1週間あたりの授業担当時間数

【論点等】

日本語教育機関の告示基準では、教員の1週間あたりの授業担当時間数が、指導経験や当該機関での職務内容の状況に応じて定められ、かつ、25単位時間を超えないこととされているが、別科等の基準でも同様に、日本語教育を担当する教員に1週間あたりの授業担当時間数について一定の要件を課すかどうか。

【方向性】

日本語教育の質を担保するために、日本語教育を担当する教員の1週間あたりの授業担当時間数について、日本語教育機関の告示基準と同様に定めてはどうか。

【基準イメージ】

- 日本語教育を担当する教員の1週間あたりの授業担当時間数が、その指導経験及び当該別科等における職務内容の状況に応じて定められ、かつ、25単位時間を超えていないこと。

施設・設備（校地・校舎、教室等）

【論点等】

日本語教育機関の告示基準では、生徒一人あたりの校舎の面積基準や必要な施設について基準が定められているが、別科等の基準でも同様に、学生一人あたりの校舎面積に係る基準等を設けるかどうか。

【方向性】

別科等は学部等に比べ小規模であり、学部等の教室を共用している事例が多い。

一方、①大学の校舎面積が学部の校舎面積基準に比べて余裕がない、②別科等の規模が学部等に比べ大きい、③別科等が学部等とは別地におかれる、等のケースが考えられることから、別科等及び学部等の教育環境を維持する観点から何らかの面積基準を設けることとしてはどうか。

また、別科等と学部が施設を共用する場合であっても、基準では別科等としても共用部分も含めて一定の面積を求めるとともに、別科等と学部のそれぞれの最低必要面積を合算した基準面積を大学全体として上まわることを求めています。

その上で、具体的な面積基準については、日本語教育機関の告示基準や準備教育課程の規程では、生徒一人あたりの基準面積を2.3㎡以上としていることから、同じく日本語予備教育の課程として別科等についても、同じ面積基準とすることとしてはどうか。

加えて、別科等が学部等とは別地に置かれる場合には、当該別地ごとに面積の基準を上まわるとともに、教室、教員室、図書室等の必要な施設を設けることを基準として求めています。また、当該別地が専修学校等の他の教育機関と施設設備を共用する場合には、当該教育機関と別科等のそれぞれの最低必要面積を合算した基準面積を当該別地として上まわることを求めています。

<参考>別科における実態

○別科が使用する教室の専用、共用の状況

専用教室と共用教室の両方を使用：13件

専用教室のみ使用：24件

共用教室のみ使用：18件

○収容定員一人あたりの教室全体面積

8.6㎡以上：17件、8.6㎡未満2.3㎡以上：33件、2.3㎡未満：9件

平均 10.8㎡

【基準イメージ】

○別科等が使用する施設の面積が、収容定員の一人あたり2.3平方メートル以上であり、かつ、別科等の基準面積と学部等の基準面積を合計した面積を、大学全体として上まわること。

○別地・サテライトに置かれる場合は、当該別地ごとに基準を上まわること。

○別地・サテライトが専修学校等の他の教育機関の施設設備を使用する場合は、当該教育機関の基準面積と別科等の基準面積を合計した面積を上まわること。

○別地・サテライトに置かれる場合は、当該別地の校舎に教室、教員室、事務室、図書室、保健室その他必要な附帯施設が設けられていること。

入学者選考

【論点等】

日本語教育機関の告示基準では、①入学希望者が日本語教育を受ける者として適当と認められること及び経費支弁能力を有することを適切な方法で確認すること、②入学希望者が仲介事業者等への支払いの名目や金額を把握・記録すること、③不適切な仲介事業者等が関与している場合は入学を認めないこと等を定めているが、別科等でも同様の基準を設けるか。

またこれに加えて、入学段階における日本語能力の水準等を設定することを求めるかどうか。

【方向性】

文部科学省から各大学向けの在籍管理通知（平成31年3月29日付）においても、入学志願者が真に修学を目的とし、その目的を達するための十分な能力・意欲・適正等を有しているかを適切に判定すること等を求めていることから、在籍管理通知の要請と日本語教育機関の告示基準に定める仲介者等に係る規定を踏まえた基準を設けてはどうか。

また、入学段階における日本語能力の水準も、受入れ段階での日本語能力の水準を明らかにすることを規定してはどうか。

<参考>別科等における実態

○別科入学時の日本語能力が N2:2件、N3:1件、N4:18件、N5:28件、設定なし:7件
(全体 56件)

○非正規課程入学(履修登録)時の日本語能力が N2:6件、N3:2件、設定なし:11件(全体 19件)

【基準イメージ】

- 入学者の選考に当たり、入学志願者が真に修学を目的としていることを適切な方法で確認することとしていること。
- 入学者の選考に当たり、入学者に求められる日本語能力の水準を明らかにしていること。
- 入学者の選考に当たり、入学志願者が仲介者その他の留学の準備に関与する者（以下「仲介者等」という。）に支払い又は支払うことを約束した金銭の名目及び額を適切な方法により把握し、記録することとしていること。
- 入学を申請した者から提出を受けた書類、仲介者等に支払い又は支払うことを約束した金銭の名目及び額に係る記録、入学者の選考のために行った試験、面接、調査等の記録その他入学者の選考の過程を明らかにする記録を、書面又は電磁的記録をもって、

申請に係る修業期間の始期から少なくとも3年を経過するまで保存することとしていること。

在籍管理

【論点等】

日本語教育機関の告示基準では、個々の生徒の単位時間ごとの出欠の把握、出席率が8割を下まわった生徒への指導、生徒の在留期間や資格外活動の把握や指導等を行うとともに、出席率等について地方出入国在留管理局へ報告することについて各機関に義務付けているが、別科等の基準でも同様に、在籍管理に係る責務について盛り込むかどうか。

【方向性】

外国人の在留管理の観点から、文部科学省として在籍管理通知を各大学に発出し留学生の受入れ及び在籍管理の徹底等を適切に行うよう要請していることから、この通知の趣旨を踏まえ、別科等として行うべき在籍管理の対応について定めることとしてはどうか。

ただし、出席率等の国への報告については、単独の機関として設置される日本語教育機関とは異なり、別科等は大学の一組織として置かれるものであり、在籍管理通知に基づき長期欠席や所在不明等について大学全体として文部科学省に報告することとしていることから、別科等についてあらためて報告を求めないこととしてはどうか。

(参考) 在籍管理通知における大学に対する要請事項

- ・ 学業成績、資格外活動の状況の把握
- ・ 長期欠席者や学業成績の良好でない者に対する連絡や指導

【基準イメージ】

- 個々の学生（在留資格「留学」の学生に限る。以下同じ。）の出席状況、学業成績を把握するとともに、長期欠席者や学業成績の良好でない者に対して連絡や指導を行い、その指導の状況を記録するとともに、当該記録を当該学生が在籍しなくなってから少なくとも1年を経過するまで保存することとしていること。
- 学生の在留期間並びに資格外活動の許可の有無及び内容を把握し、出入国管理法令に違反しないよう適切な助言及び指導を行うこととしていること。また、資格外活動の許可を受けている学生に対して当該許可に係る活動を行う本邦の公私の機関の名称の届出を求めることとするとともに、届出のあった内容を当該学生が在籍しなくなってから少なくとも1年を経過するまで保存することとしていること。

修了者等の進路等の公表

【論点等】

日本語教育機関の告示基準においては、抹消基準の前提として、各日本語教育機関の大学等進学者、国内就職者、日本語能力 C E F R ・ A 2 相当以上の者の人数及び修了者に対する割合について報告、公表することを求めているが、別科等の基準でも、修了者の進路等について公表することを求めるかどうか。

【方向性】

学校教育法施行規則では、教育研究活動等の情報を公表することとしていることから、別科等の教育の質を担保するとともに留学希望者に資するようにするために、学生数等の情報、進路の情報について公表することとしてはどうか。

【基準イメージ】

- 入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、修了した者の数並びに進学者数（当該大学の学部等への進学者を含む。）及び就職者数その他進学及び就職等の状況についての情報を公表するものとする。